

18) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。道路交通振動の限度及び時間の区分を表 4.2.7-16 に、調査区域における区域の指定状況を表 4.2.7-17 に、区域の位置を図 4.2.7-7（P4-177）に示す。

表 4.2.7-16 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（7-19 時）	夜間（19-7 時）
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

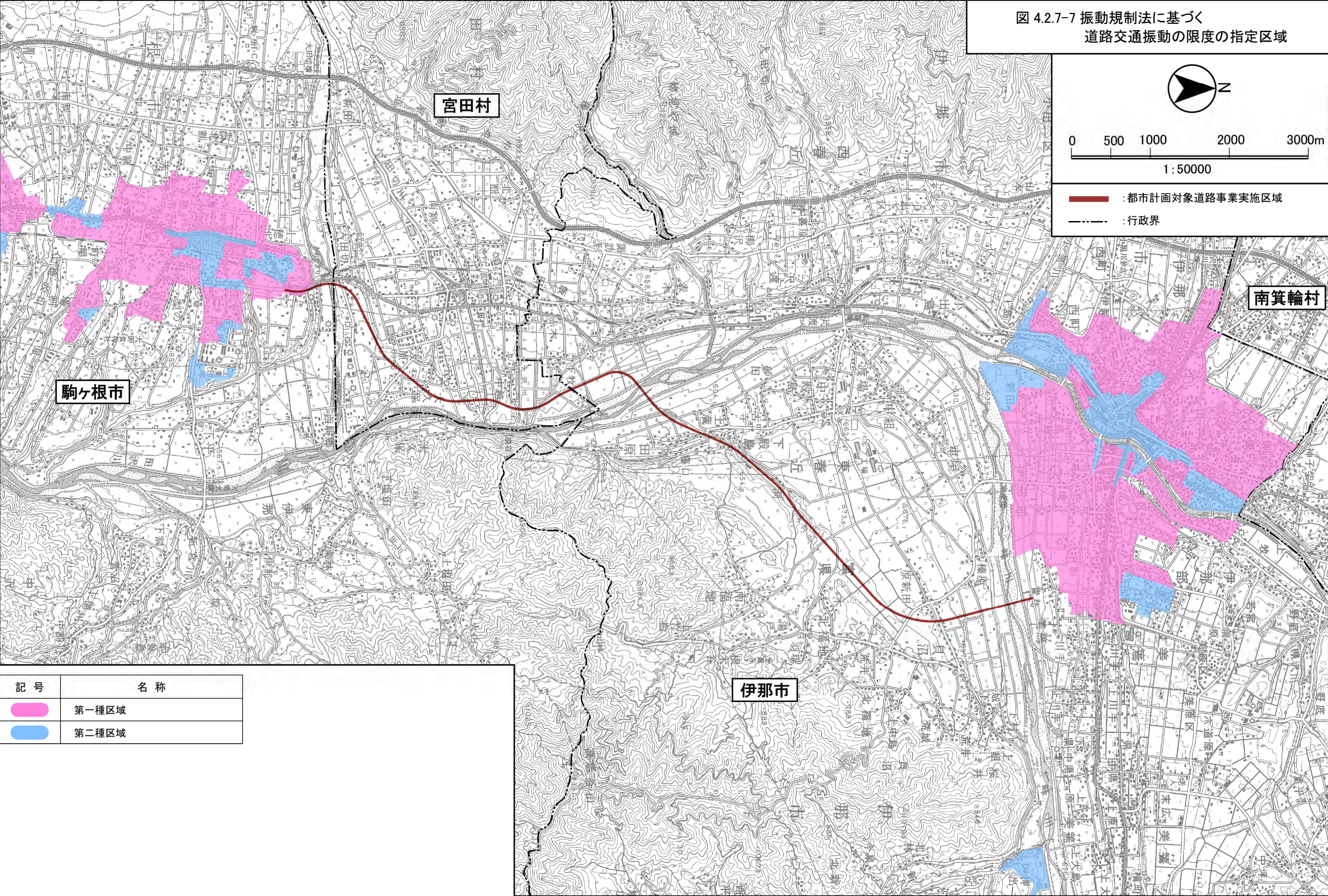
出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）
「公害関係基準のしおり」（平成 30 年 3 月 長野県環境部）

表 4.2.7-17 道路交通振動の限度の区域の区分及び時間の区分

区域の区分	適用地域 (駒ヶ根市及び伊那市)	時間の区分	
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	昼間	午前 7 時から午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から翌日午前 7 時まで
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	午前 7 時から午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から翌日午前 7 時まで

注：指定状況は平成 30 年 4 月 1 日現在である。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 30 年 3 月 長野県環境部）



出典:「公害関係基準のしおり」(平成30年3月 長野県環境部)
「駒ヶ根都市計画図」(平成26年11月 駒ヶ根市)
「伊那都市計画図」(平成30年7月 伊那市)

19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号）第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。特定建設作業の一覧を表 4.2.7-18 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 4.2.7-19 (P4-179) に、調査区域における区域の指定の状況を表 4.2.7-20 (P4-179) に、区分の位置を図 4.2.7-8 (P4-180) に示す。

表 4.2.7-18 騒音規制法で定める特定建設作業

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 23 日 政令第 324 号）

表 4.2.7-19 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業ができない時間 (1 日における作業時間)	基 準
第 1 号区域	午後 7 時から翌日午前 7 時まで (10 時間／日以下)	85dB 以下
第 2 号区域	午後 10 時から翌日午前 6 時まで (14 時間／日以下)	

備考1：測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。

備考2：同一場所における作業時間については連続して6日以内とする。

備考3：日曜日その他休日における作業は行わない（禁止）。

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月23日 政令第324号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）

表 4.2.7-20 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の区域の区分

区域の区分	適用地域（駒ヶ根市及び伊那市）
第 1 号区域	ア：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 イ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内
第 2 号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第 1 号区域以外の区域

注：指定状況は平成30年4月1日現在である。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成30年3月 長野県環境部）

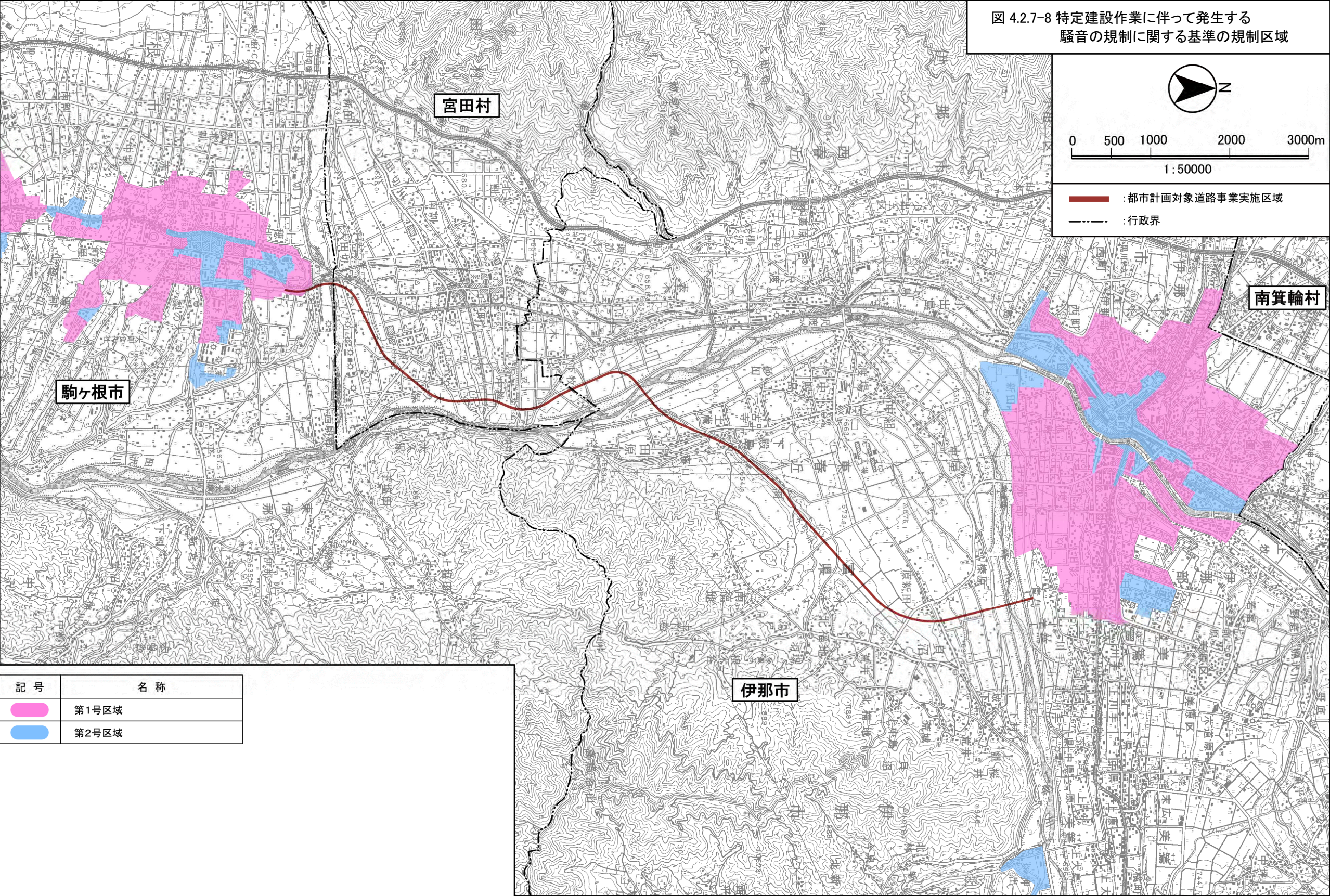


図 4.2.7-8 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規制区域

記 号	名 称
	第1号区域
	第2号区域

出典:「公害関係基準のしおり」(平成30年3月 長野県環境部)
「駒ヶ根都市計画図」(平成26年11月 駒ヶ根市)
「伊那都市計画図」(平成30年7月 伊那市)

20) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域では、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。特定建設作業の一覧を表 4.2.7-21 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準及び時間の区分を表 4.2.7-22 に、調査区域における区域の指定状況を表 4.2.7-23 に、区域の区分の位置を図 4.2.7-9 (P4-182) に示す。

表 4.2.7-21 振動規制法で定める特定建設作業

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

表 4.2.7-22 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	作業ができない時間 (1 日における作業時間)	基 準
第 1 号区域	午後 7 時から翌日午前 7 時まで (10 時間/日以下)	75dB 以下
第 2 号区域	午後 10 時から翌日午前 6 時まで (14 時間/日以下)	

備考1：測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。

備考2：同一場所における作業時間については連続して6日以内とする。

備考3：日曜日その他休日における作業は行わない（禁止）。

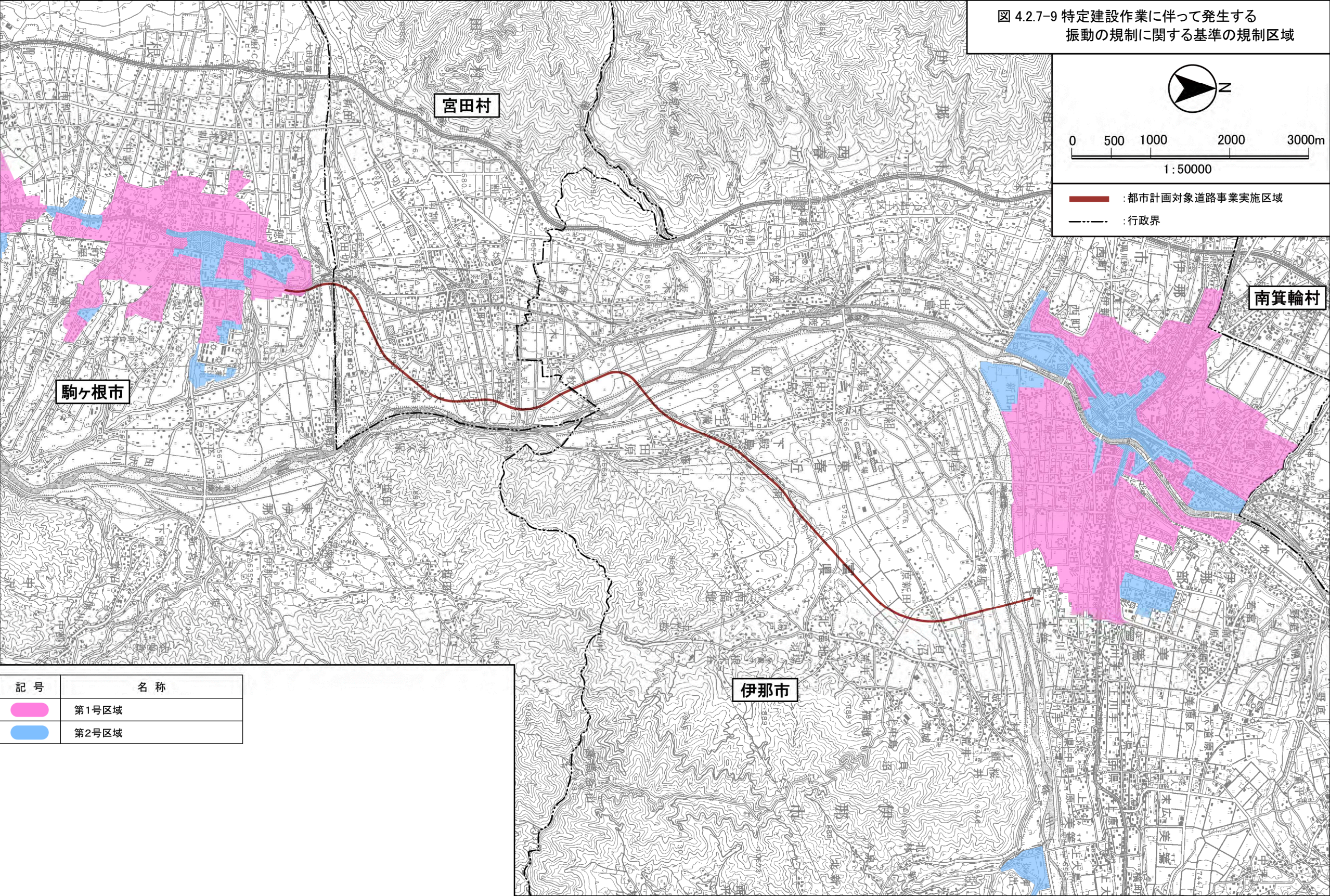
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

表 4.2.7-23 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の区域の区分

区域の区分	適用地域（駒ヶ根市及び伊那市）
第 1 号区域	ア：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 イ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートル区域内
第 2 号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第 1 号区域以外の区域

注：指定状況は平成30年4月1日現在である。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成30年3月 長野県環境部）



出典:「公害関係基準のしおり」(平成30年3月 長野県環境部)
「駒ヶ根都市計画図」(平成26年11月 駒ヶ根市)
「伊那都市計画図」(平成30年7月 伊那市)